

加賀市公共施設マネジメント外部検討委員会設置要綱

令和4年2月25日

(設置)

第1条 本市における公共施設の総合的かつ計画的なマネジメントを推進するために必要な事項を公平かつ客観的な視点で検討するため、加賀市公共施設マネジメント外部検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設の適正な規模、在り方及び配置に関すること。
- (2) 公共施設の活用、整備、維持管理及び運営に関すること。
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員4人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 必要な専門的知識を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 委員会は、感染症のまん延防止の観点から、市長又は委員長が必要と認める場合は、オンラインでの参加を可能とする。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会は、審議、調査又は審査のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策戦略部スマートシティ課において処理する。
(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。